

令和2年 第1回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第4号) 3月19日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年第 1 回美瑛町議会定例会

令和 2 年 3 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 4 議案第 5 号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 号 美瑛町企業振興促進条例の一部改正について
- 第 6 議案第 1 7 号 令和 2 年度美瑛町一般会計予算について (予算審査特別委員会審査報告)
- 第 7 議案第 1 8 号 令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 8 議案第 1 9 号 令和 2 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 9 議案第 2 0 号 令和 2 年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 0 議案第 2 1 号 令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 1 議案第 2 2 号 令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 2 議案第 2 3 号 令和 2 年度美瑛町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 3 議案第 2 4 号 令和 2 年度美瑛町立病院事業会計予算について
(予算審査特別委員会審査報告)
- 第 1 4 議案第 2 9 号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 第 1 5 議案第 2 6 号 指定管理者の指定について
- 第 1 6 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について
- 第 1 7 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 2 5 号 町道路線の変更について
- 第 1 9 発議第 1 号 美瑛町議会委員会条例の一部改正について
- 第 2 0 発議第 2 号 「民族共生の未来を切り開く」決議について

- 第 2 1 意見書案第 1 号 「地域医療構想」における公立・公的医療機関の再編統合に関する意見書について
- 第 2 2 意見書案第 2 号 令和 2 年度以降の幌延深地層研究計画（案）の撤回と幌延深地層研究センターの廃止を求める意見書について
- 第 2 3 所管事務調査の申し出について

追加議事日程（第4号の追加）

令和2年第1回美瑛町議会定例会

令和2年3月19日

第2の2

緊急質問〔青田知史議員〕

○出席議員（13名）

1番	保田仁	議員
2番	坂田美香	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（1名）

3番	増山和則	議員
----	------	----

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝よりご参集をいただきまして、ありがとうございます。昨日の夕方、ふと、自分でつけてるマスクを触りながら、自分がつけてるのが裏返しだということに気付き、テレビで習ってつけたはずなんですけど、そうじゃなくてこのマスクは逆だったんだなっていうことに気付きました。何事も一長一短ではないなというところを感じているところであります。昨日まで予算委員会、大変お疲れ様でした。職員の皆様のご協力いただきまして開催することができました。ほぼ全課にわたり質問が出たように思っております。農業委員会の質問だけ無かったのかなという風に思っているとこなんですけども、6月の一般質問に会長に向けて何かしたいのかなっていうところで、直接会長に聞けばということなのかなという風を感じているところでございます。今日も慎重なる審査をお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番保田仁議員と12番山本賢一議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。
事務局長。

○事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

- 委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。
（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

- 議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

- 議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

- 町長（角和浩幸君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。
また、昨日までの予算審査特別委員会、慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。
大坪委員長様をはじめ、委員の皆さまに感謝を申し上げます。

では、行政報告を申し上げます。本日2点ございます。お手元の資料をご高覧いただきましたら幸いです。1点目、寄附の受領についてでございます。寄附者におかれましては、(株)丸善建設代表取締役社長富塚幸一様、寄附内容につきましては、300万円をご寄附いただいております。受領日3月18日、昨日、富塚社長様、濁沼一三代表とします会長様お2人がお見えいただきまして、受領させていただいたところでございます。新型コロナウイルスなどのお話もさせていただき、その中でも、美瑛町のまちづくり全般に役立てていただきたいというありがたいお話を頂戴したところでございます。(株)丸善建設様に心より深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきますよう、受領をさせていただきます。誠にありがとうございました。

2点目、感染性胃腸炎（ノロウイルス）の感染の発生についてでございます。内容についま

しては、3月10日に、どんぐり保育園において児童が胃腸炎症状を訴え、検査の結果、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が判明いたしました。その後、複数の児童への感染も確認されたところでございます。状況につきましては、3月17日現在でございますし、本日19日現在でも同様でございますけれども、いずれの児童も回復傾向にあるということでございます。対応につきまして、保健所とも密接に連携をとりまして、調査も行い、給食などでの問題もなかったという報告も受けてございますけれども、施設全館の消毒を実施をいたし、感染の拡大防止策を図ったところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第2の2 緊急質問

○議長（佐藤晴観議員） ここで、11番青田知史議員から、新型コロナウイルスに関する美瑛町単独の経済対策について、緊急質問の申し出があります。緊急質問について同意の上、日程に追加し、追加日程第2の2として発言を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、11番青田知史議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2の2として発言を許可することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前 9時37分）

再開宣告（午前 9時38分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第2の2、緊急質問を行います。11番青田知史議員の発言を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

（11番 青田 知史議員 登壇）

○11番（青田知史議員） 番号11番青田知史、質問方式、回数制限方式、緊急質問通告書に従い質問させていただきます。質問事項、新型コロナウイルスに関する美瑛町単独の経済対策について。質問の要旨、新型コロナウイルスの町内経済への影響は、極めて深刻な状況で、白金温泉の経営者に聞くところによると、団体客は全てキャンセルで、個人宿泊客もわずかにしかいないとのことでした。また、町内の飲食店では多くの店で宴会や予約がキャンセルとなり、働く人たちもすでに休みに入る等、生活の不安を訴える人もいます。

経済の悪化により最初に影響を受けるのは、一番立場の弱い人達です。経営者の皆さんは雇用をなんとか守るべく、必死に資金繰りや補助金の申請などを進めているとの話も伺いますが、

いつまで続くか分からない世界規模の感染拡大に、将来の見通しが立たないと訴える経営者の方もいます。

今後さらに国の経済対策も打ち出されるかと推察しますが、その動向も注視しつつ、本町として早急に地域経済を守るため、積極的かつ迅速な経済対策を打ち出すべきだと考えますが、町長の考えを伺います。質問の相手は町長です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 11番青田議員の緊急質問にお答えをさせていただきます。質問事項、新型コロナウイルスに関する美瑛町単独の経済対策について、ご答弁を申し上げます。新型コロナウイルス感染症は世界全体に広がり、国内においても感染の拡大傾向にあり、連日、感染者が確認される状況にあります。道内においては、2月28日に鈴木知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が発表され、現在まで外出自粛が道民に求められているところです。

町内においては、「新型コロナウイルス緊急事態宣言」以後、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小又は休止しなければならない事業者が生じ、議員ご指摘のとおり町内経済への影響は、極めて深刻な状況になっています。

これらのことから国においては、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまに対して、相談窓口の開設を始めとして、資金繰り支援、設備投資・販路開拓支援、経営環境の整備支援など、様々な支援策を打ち出しているところであり、町としても国の緊急対策事業を踏まえ、独自の地域経済の振興策を早急に打っていく必要があると考えております。

今議会においては、追加議案として補正予算について提出しているところでもあります。この後、詳細にご説明をさせていただきますけれども、まずは中小企業者等に対する支援策として、指定の融資制度を利用された際の利子及び信用保証料の全額助成を予定しております。今後においては、公共施設の町民利用料金の免除や、外出自粛等の協力要請が終結するタイミングを見計らい、町商工会が発行を予定しているプレミアム商品券に対する助成による町内消費喚起などを予定しているところであり、引き続き国、北海道及び様々な関係機関と連携し、あらゆる面から積極的な経済対策を打ち、迅速かつ確実に地域経済の振興に取り組んでまいりたいと考えているところです。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。あらゆる面から積極的な経済対策を打ち、迅速かつ確実に地域経済の振興に取り組むという角和町長の強い意志を決意を伺いました。町民の皆

さんの危機感、それがきつと伝わっていることだろうという風に思っております。また、様々な関係機関と連携して取り組むというオール美瑛でのそういう取り組みは、必ずやピンチをチャンスに変えると私は確信しております。そこで、一つだけ伺います。一昨日、菅官房長官が国の経済対策について、記者会見がありました。その中でやはり問われたのは、具体的な施策のあり方、またその財源についてです。やはり国と連動して地方も経済対策に取り組んでいくということが大事になるかという風に思います。それで、現時点での町長の頭にある、具体的な、また、具体的でなくてもその経済対策に対する思い、そしてまたその財源のあり方についてですね、お考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、青田議員ご指摘のとおりでございまして、美瑛町内の商業、経済活動、大きな影響を被っていると認識しておりますし、強い危機感と憂慮もいたしているところでございます。そういう中で、もちろん町としても、経済対策について率先して迅速に取り組んでいく姿勢であることはもちろんでございますけれども、今、刻々と、国の方の動きも毎日のニュースで出てくるように動いているところでございます。国の施策との連動、不可欠でございまして、国、また北海道とも連携・連動を図りながら、効果的な経済対策について、打って出ていきたいという風に考えているところでございます。今のところ、現在、庁舎内で各課のそれぞれの中でできる経済対策について協議を進めているところでございまして、その内容が固まり次第、速やかに議会の皆さまにお示しをしてご審議をいただく、そういう運びになろうかなという風に考えております。先ほども申しましたけれども、現在のところ、プレミアム付き商品券の発行によりまして、町内の消費喚起、拡大を図ってまいりたいと思っておりますし、観光面、宿泊につきましても、宿泊客を誘致する取り組み、それがプレミアム付き商品券になるのか、また別の形になるのか、今、精査、急いでしているところでございますけれども、宿泊面からの支援も講じてまいりたいと考えております。そのほか、固定費等々ございまして、税制面からでも優遇措置、軽減策はとれないかというようなことも、担当課と協議をしているところでございます。国の方でも国税の猶予策を打ち出されておりますし、また固定資産税につきましても、国の方でも猶予等々って発言も見られているようでございます。そのあたりの動向にもよりますけれども、経済対策として消費喚起を打っていくということとともに、固定的な負担が発生しているようでありましたら、そのあたりにつきましても軽減策を考えてまいりたいと考えております。また、これも国もですけれども、公共料金の支払い猶予等の方針も出されております。そこも見極めながら、本町としましても、公共料金の中でも軽減策が図られるものがありましたら、実施していくように検討を現在進めているところでございます。その他様々、関係機関、関係団体の方々からの要望も今、受けているところでござ

います。関係団体、関係機関の方々の率直な声を聞きながら、町内の経済の振興に役立つような、そういう取り組み事業を打ってまいりたいと考えているところでございます。財源につきましてはそれぞれ国・道が絡みましたら、またそれぞれの財源ございますけれども、基本的な緊急性を要するものにつきましては基金の取り崩しで対応してまいりたいとそのように考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） これで11番議員の質問を終わります。

日程第3 議案第1号 美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の
制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、議案第1号、美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54条）附則第2条第7項の規定に基づく監査委員の意見を求めた結果は、お手元に配付のとおりであります。これから大坪正明総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

大坪委員長。

（総務文教常任委員会委員長 大坪 正明君 登壇）

○委員長（大坪正明議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第1号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第1号、美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第5号、美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

平間保健福祉課長。

（保健福祉課長 平間 克哉君 登壇）

○保健福祉課長（平間克哉君） おはようございます。議案第5号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては7頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の8頁から9頁になります。今回の条例改正につきましては、本町における子育て支援の拡充を図るべく、乳幼児等医療費の助成対象者の範囲を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料によりご説明させていただきますので、資料の8頁をお開き願います。

1の改正の要旨につきましては前段で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

2の改正の概要につきまして、ご説明申し上げます。本条例の改正につきましては、乳幼児等医療費の助成対象者について、現行の「美瑛町の区域内に住所を有する満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の3月31日まで」から「美瑛町の区域内に住所を有する満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで」に改める。対象期間を3年間拡大する改正となります。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行としております。なお、別冊資料9頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。それでは、議案集7頁下段の附則を朗読いたします。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上で、議案第5号の提案理由の説明といたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。

（「はい」の声）

2番坂田議員。

○2番（坂田美香議員） 2番坂田です。18歳まで延長となることで、有効期限が変わり使用中の方も含めて再発行となると思いますけれども、高校生が使用するに当たり、乳幼児等医療費受給者証という名称の変更を検討されなかったのかお聞きします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 平間課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） 今回ですね、受給者証の様式の方まではですね、変更をしておりません。今後ですね、必要があればですねその旨の検討をして進めたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 2番坂田議員。

○2番（坂田美香議員） 他の市町村では12歳や15歳まででも、市町村でも、乳幼児等の部分を子ども医療費の方に変えてるんですけども、条例の条文が変わらなくても受給者証の名称だけを変えることはできるんですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 平間課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） 本条例につきましてはですね、もともとが乳幼児、幼児からですね、医療費の助成が始まったということの継続として、今現在でもですね乳幼児等医療費の助成という形で条例として執行しておりますので、今後ですね名称変更ということでございますので、それが条例改正までですね、必要ということであればですね、必要な部分が出てくればですね、それについて検討していくということになるかと思えます。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前 9時55分）

再開宣告（午前 9時57分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

平間課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） 様式につきましては条例の中で規定をされているものでございますので、現在この乳幼児等ということで、対象範囲については問題なくですね、カバーできるかという風に考えておりますので、様式の変更ということであればですね、分かりやすさということで、今後、必要性があればですね条例の様式についてもですね、改正をすることについては検討する、ということで考えております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 美瑛町企業振興促進条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第6号、美瑛町企業振興促進条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇)

○経済文化振興課長(今野聖貴君) おはようございます。議案第6号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は8頁から12頁になります。新旧対照表につきましては別冊資料の10頁から15頁になります。今回の条例改正につきましては、本町の地域資源を活かした積極的な企業誘致活動を推進するとともに、近年の経営形態の変化等を踏まえ、事業者にとってより設備投資を行いやすい環境の醸成を目的として本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきまして、ご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは資料の方をご覧ください。資料の10頁になります。資料の改正要旨によりご説明させていただきます。それとですね、新旧対照表につきましては11頁から15頁までになりますのでご参照願います。改正要旨につきましては先ほどご説明したとおりです。

2の改正の概要になります。主に2点ほどになります。まず1点目ですけれども、固定資産税と都市計画税相当額における3年間の助成を5年間の不均一課税とする点についてであります。もう1点、2点目についてですけれども、措置の対象要件の緩和についてが主な改正点になります。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) よろしくお願ひいたします。美瑛町の産業振興をするんだ、あるいは誘致をするんだという点では、この条例の改正については非常に歓迎をさせていただきます。

そこでお伺いしたいこと、2点ほどございまして、まず1点目は、第3条でございしますが、3条の1項でございまして。(1)でございまして、固定資産税等の不均一課税というところが一つのポイントになると思うんですが、この辺、不均一課税はもう少し分かりやすく、どのようなことを指すのか、ご説明いただければと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時03分）

再開宣告（午前10時04分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

○10番（野村祐司議員） それから、10頁になりますけど、これから減免措置が伸びたということは、この辺も歓迎をいたします。この10頁のいわゆるその3年度までは100分の0で分かるんですが、4年目からは100分の25、100分の50と変わっていくんですが、この辺は町の財政も非常に影響するところでありまして、場面によっては5年間減免するところもあるんですが、この辺をポイントの置き方、なぜ100分の25なのか、なぜ50なのか、大胆な企業誘致策ができないのかというところで、ご質問をいたします。よろしくをお願いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 富田税務課長。

○税務課長（富田敏博君） まずあの、1点目の不均一課税の内容と言いますか、について説明したいと思います。よく税用語で出てくるんですけども、課税免除とか不均一課税、それから減免、この三つがよく出てくるんですが、非常にも分かりにくいという言葉も、実際耳にしております。そこで不均一課税という言葉なんですけども、こちらは通常の税率と違う値を乗じて賦課すると、課税するという意味でございまして。それから、ついでなんですけども、課税免除という言葉につきましては、こちら免除して税額を0にするという意味でございまして。それから減免という言葉なんですけども、こちらにつきましては、一度課税して賦課して、それから申請によって、税額を0にしますよとか、減免するという意味でございまして。以上が不均一課税、その他課税免除とか減免とか、そういったところの違いということでご理解いただければと思います。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 2点目のこの税率ですね、今までですね、実は3年間で1年目が今までは助成金を1回払ってもらって、逆に企業に払った分助成をするよということで、制度でした。それで、1年目が全額払った分全額、2年目が75%、3年目が50%という助成額ということでした。今回近郊等々いろいろ確認してですね、3年間は一度払ってもらうの

はちょっと、企業にとっては払ってもらいよりも、そこで税を不均一課税として、0にした方がより良い条件になるということで、3年は0ということで考えまして、4年目5年目ここを0が良いのか何が良いのかちょっとまだその辺は今後また、利用のしやすいようにということになってくるかと思いますが、この辺につきましても、今回は4年目は25%の課税で3年目は半分の税ということで、底部分も広げて、さらに大分広げていった、枠を広げていった状況になりますので、その辺が今後どのように、より利用しやすい制度になるのか、その辺も含めてですね、まだこれでスタートさせていただいて、今後について検討していきたいという風には考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町企業振興促進条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6	議案第17号	令和2年度美瑛町一般会計予算について
日程第7	議案第18号	令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について
日程第8	議案第19号	令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算について
日程第9	議案第20号	令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について
日程第10	議案第21号	令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について
日程第11	議案第22号	令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について
日程第12	議案第23号	令和2年度美瑛町水道事業会計予算について
日程第13	議案第24号	令和2年度美瑛町立病院事業会計予算について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第17号、令和2年度美瑛町一般会計予算についての件、日程第7、議案第18号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算についての件、日程第8、議案第19号、令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算についての件、日程第9、議案第20号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計予算についての件、日程第

10、議案第21号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算についての件、日程第11、議案第22号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算についての件、日程第12、議案第23号、令和2年度美瑛町水道事業会計予算についての件及び日程第13、議案第24号、令和2年度美瑛町立病院事業会計予算についての件を一括議題とします。議案第17号から議案第24号までについて、大坪正明令和2年度美瑛町議会予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

大坪委員長。

(予算審査特別委員会委員長 大坪 正明議員 登壇)

○委員長(大坪正明議員) 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上で報告といたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

おはかりします。議案第17号から議案第24号までの質疑は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって質疑は一括行うことに決定しました。

それでは質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

おはかりします。議案第17号から議案第24号までの討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって討論は一括行うことに決定しました。

それでは討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第17号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第17号、令和2年度美瑛町一般会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第17号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第18号の件を採決します。本決に対する委員長の報告は可決です。議案第18号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第18号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第19号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第19号、令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第19号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第20号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第20号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第20号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第21号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第21号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第22号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第22号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第23号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号、令和2年度美瑛町水道事業会計予算についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第23号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第24号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号、令和2年度美瑛町立病院事業会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第24号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算(第8号)について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第14、議案第29号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算(第8号)についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) おはようございます。議案第29号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、追加議案書の91頁から97頁になります。今回の補正予算の主なものは、歳出では、強い農業づくり交付金事業の割当内示による追加、新型コロナウイルス感染症拡大による町内経済への影響に対する緊急経営支援対策特別融資貸付金に係る信用保証料の助成の追加、丘のまちびえいまちづくり基金への積立金の追加などです。歳入では、強い農業づくり交付金など、農業費補助金の追加、一般寄附による寄附金の追加、財源調整による地方交付税の追加等でございます。最初に議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。それでは議案集の追加議案集91頁をお開き願います。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに歳出からご説明をいたします。議案集の96頁をお開き願います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第12目諸費、補正額24万円の追加です。子ども・子育て支援交付金の超過交付に伴う過年度歳入過誤納還付金の追加でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1億1,406万円の追加です。環境保全型農業直接支払交付金の単価変更に伴う追加及び強い農業づくり交付金の担い手確保・経営強化支援事業の割当内示があったことに伴う追加でございます。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額130万円の追加です。新型コロナウイルス感染症の拡大による町内経済への影響に対する緊急経営支援対策特別融資貸付金として影響を受けた町内の中小企業等に対しまして、無利子で貸し付けする融資貸付金の借入時に係る信用保証料の全額を支援するものでございます。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額1,000万円の追加です。一般寄附いただきました1,000万円を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てるものでございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明をいたします。議案集の94頁になります。歳入、第9款地方交付税、第1項地方交付税、補正額157万6,000円の追加です。財源調整による特別交付税の追加でございます。

第14款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額1億1,402万4,000円の追加です。環境保全型農業直接支払交付金の単価変更に伴う追加及び強い農業づくり交付金の担い手確保・経営強化支援事業の割当内示に伴う追加でございます。

第16款寄附金、第1項寄附金、補正額1,000万円の追加です。一般寄附金1,000万円を追加するものでございます。

次に、議案集の93頁をお開き願います。第2表、繰越明許費補正でございます。強い農業づくり交付金事業の国の割当内示に係る繰越明許費の追加でございます。款、項、事業名、金額の順に読み上げてまいります。(追加)第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、強い農業づくり交付金事業、金額、1億1,391万5,000円、合計1億1,391万5,000円。次に、その下の第3表、債務負担行為補正になります。新型コロナウイルス感染症の拡大による町内経済への影響に対する緊急経営支援対策特別融資貸付金の利子補給に係る追加でございます。事項、期間、限度額の順に読み上げてまいります。(追加)事項、令和元年度緊急経営支援対策特別融資貸付金により中小企業が金融機関から借入れする貸付金の利子補給、期間、令和2年度から令和9年度、限度額、利子補給360万円です。なお、92頁の第1表、歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。はじめに、総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、質疑を行います。追加議案集の96頁及び97頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費及び第6款農林水産業費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第7款商工費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、追加議案集の94頁及び95頁。歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、追加議案集の91頁から93頁まで。令和元年度美瑛町一般会計補正予算(第8号)

の条文並びに第1表、歳入歳出予算補正、第2表、繰越明許費補正及び第3表、債務負担行為補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第29号の件を採決します。議案第29号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算(第8号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第29号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第26号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第15号、議案第26号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇)

○経済文化振興課長(今野聖貴君) それでは議案第26号、指定管理者の指定についての提案理由についてご説明申し上げます。議案集につきましては90頁になります。美瑛町白金観光拠点施設の指定管理者の指定につきましては、引き続き、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会に指定したいので議会の議決を求めるものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第26号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15号、議案第26号の件を採決します。議案第26号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第26号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第27号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第16、議案第27号、指定管理者の指定についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇)

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 議案第27号、指定管理者の指定についての提案理由について、ご説明申し上げます。議案集は同じく90頁になります。美瑛町ビルケの森パークゴルフ場の指定管理者の指定につきましては、引き続き、美瑛施設管理協同組合に指定したいので議会の議決を求めるものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第27号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第27号の件を採決します。議案第27号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第27号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 17、議案第 28 号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

栗原文化スポーツ推進室長。

（文化スポーツ推進室長 栗原 行可君 登壇）

○文化スポーツ推進室長（栗原行可君） おはようございます。議案第 28 号、指定管理者の指定についての提案理由のご説明を申し上げます。議案集は同じく 90 頁になります。この度の指定管理の指定は、これまで町直営で運営している美瑛町町民プールにおいて、施設本来の設置目的に加え、利用者ニーズに対応した効果的で効率的かつ安心・安全で安定した運営を図るため、現在、自社プールの運営のほか、道内 5 つの公営プールの指定管理としての実績があり、専門的なノウハウを持つ株式会社スコールを指定管理となる団体として指定いたしたく、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。なお、指定の期間につきましては、新たな指定管理の施設となることから、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 カ年を指定の期間としております。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第 28 号の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 17、議案第 28 号の件を採決します。議案第 28 号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 28 号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 18、議案第 25 号、町道路線の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

山下建設水道課長。

（水道建設課長 山下 浩史君 登壇）

○建設水道課長（山下浩史君） それでは、議案第 25 号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集につきましては 89 頁になります。また、町道路線の変更カ所につきましては別冊資料の 30 頁になりますのでご参照願います。今回の町道路線の変更につきましては、旧工場跡地により行き止まりでありました、花園 1 丁目 1 番線の区域につきまして、当該箇所の宅地化が進み、地域並びに土地所有者双方からの申し出があり、道道天人峡美瑛線と接合することで、地域住民の方々の利便性が向上し公共性も高まることから、道路法に基づき、終点の変更について議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

なお、別冊資料の説明につきましては省略をさせていただきます。以上で、議案第 25 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 18、議案第 25 号の件を採決します。議案第 25 号、町道路線の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 25 号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第19、発議第1号、美瑛町議会委員会条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

8番桑谷覺議員。

（8番 桑谷 覺議員 登壇）

○8番（桑谷 覺議員） 発議第1号について提案を申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会委員会条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第2号 「民族共生の未来を切り開く」決議について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第20、発議第2号、「民族共生の未来を切り開く」決議についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

5番大坪正明議員。

（5番 大坪 正明議員 登壇）

○5番（大坪正明議員） 発議第2号について提案を申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、発議第2号の件を採決します。発議第2号、「民族共生の未来を切り開く」決議についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第2号の件は決議することに決定されました。

日程第21 意見書案第1号 「地域医療構想」における公立・公的医療機関の
再編統合に関する意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第21、意見書案第1号、「地域医療構想」における公立・公的医療機関の再編統合に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

11番青田知史議員。

(11番 青田 知史議員 登壇)

○11番(青田知史議員) 意見書案第1号、「地域医療構想」における公立・公的医療機関の再編統合に関する意見書について、ご説明いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、意見書案第1号の件を採決します。意見書案第1号、「地域医療構想」

における公立・公的医療機関の再編統合に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第1号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第22 意見書案第2号 令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)の撤回と幌延深地層研究センターの廃止を求める意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第22、意見書案第2号、令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)の撤回と幌延深地層研究センターの廃止を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

1番保田仁議員。

(1番 保田 仁議員 登壇)

○1番(保田 仁議員) 朗読をもって提案をいたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上です。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、意見書案第2号の件を採決します。意見書案第2号、令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)の撤回と幌延深地層研究センターの廃止を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第2号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第23 所管事務調査の申し出について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第23、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については、各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので了承願います。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第1回美瑛町議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい、それでは、定例会ありがとうございました。今年度で定年退職を迎えられます方がお一方、この場にいらっしゃいますので、是非ともご挨拶をいただけたらと思いますので、森保健センター所長、お願いします。

○保健センター所長（森 法子君） 最後に、このような場面をいただきありがとうございます。33年間の職業生活を振り返った時に、災害という視点から考えた時に、昭和の十勝岳噴火の時にちょうど採用の頃でした。そして、平成で28年の大雨豪雨災害は、その時の避難所対応、そして、今回の令和の新型コロナウイルス感染症というようなことが挙げられます。

今回のこの新型コロナウイルス感染症については、見えないものってということと、それから、本来は感染された方が、被害者であるはずなんですけれども、ちょっと他の災害とは違う扱いになってるかなというところが、ちょっと懸念、私としてはやっぱり気になるところです。

今この後、北海道の方のステージも変わりまして、この後もやっぱり感染対策が必要なんですけれども、市中感染というところで、誰からうつったのか分からないってということと、それか

ら多くの人が徐々にうつりながら免疫をつけていくというようなステージに入ったのかなと。それと合わせて、爆発的に医療が崩壊しないように爆発的な感染が起きないようにするということと合わせて、今、社会経済活動も同時に行っていくという難しい局面なのかなと思います。その中で、私の立ち位置からいくと8割の方は、医療がいない感染であると、そこにはやっぱり、高齢であるということのリスクはみんな避けようがないんですけれども、その基礎疾患っていうところではリスク管理ができると思いますので、ここところは、この後も私も町民として、それから一保健師として老体にむち打ちながらも、お役に立ちたいと思いますので、どうかあの今後、ご指導のほどどうぞよろしくお願いいたします。

町議会議員の皆さま、それから町民の皆さまのまだこの後の健康をご祈念して、最後にご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○議長(佐藤晴観議員) ありがとうございます。そしてもうお一方ですね、町立病院の岩崎総師長さんもですね、退職されるということで、お二方には本当に心から感謝を申し上げるところでございます。お疲れさまでした。

定例会、無事に終了しました。今、森さんからのお話もあったように、これからまだまだ気をつけなきゃいけない部分っていうのは、本当にこのコロナというのはあるのかなと思いますけど、先ほどの緊急質問にもあったようにですね、町内の経済、本当に大変だというようなことを肌身で感じます。何て言うんでしょう、例えばこう議会議員全員で揃って、打ち上げでもしましょうとか、そういうことはなるべくしない方が良いのかなとは思いますが、個人的にですね行くっていうこと、個人の責任で行くっていう、出歩いて、出歩くとは違うんでしょうけど、その出向いてって食事をするとか、家族で食事をするとか、その小さなコミュニティでの動きっていうのを徐々にやっていっても良いのかなと。ただ十分に、今、森さんが言われたように気をつけながらやらなきゃいけないなとは思いますが、僕は今後誘われれば、極力行ける所には行こうかなという風に思っているところであります。それでも、あくまでも自己責任ということになってしまうんですが、そういう活動、小さな活動をしていかないことには、何も対策にならないのかなと。ただその国がやることを黙って待っていても、我々も町のことは町民で何か盛り上げていけたらなという風に思っているところでございます。

予算も通過し、令和2年度は明るい話題が多くなることを心からご期待、ご祈念を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。3月定例会お疲れさまでした。

午前10時56分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年4月17日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 保 田 仁

議員 山 本 賢 一